

令和5年度さいたま市介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

令和5年6月20日

この計画は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、及び同令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を「令和5年度介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画」（以下「計画」という。）として一体的に策定するものである。

第1 介護サービス情報の報告に関する計画

1 計画の基準日

令和5年4月1日

2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 対象となるサービス事業者

次の(1)に掲げる介護サービスを提供する事業者のうち、(2)、(3)又は(4)に該当する事業所をさいたま市内に設置する事業者。ただし、災害その他、報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。

(1) 対象となるサービス

ア 訪問介護

イ 夜間対応型訪問介護

ウ 訪問入浴介護（予防を含む）

エ 訪問看護（予防を含む）

オ 訪問リハビリテーション（予防を含む）

カ 通所介護

キ 認知症対応型通所介護（予防を含む）

ク 療養通所介護

ケ 通所リハビリテーション（予防を含む）

コ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）

サ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

シ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

ス 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）

セ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

ソ 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

タ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む）

チ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）（外部サービス利用型）（予防を含む）

- ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
 - テ 福祉用具貸与（予防を含む）
 - ト 特定福祉用具販売（予防を含む）
 - ナ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
 - ニ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
 - ヌ 居宅介護支援
 - ネ 介護老人福祉施設
 - ノ 短期入所生活介護（予防を含む）
 - ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ヒ 介護老人保健施設
 - フ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
 - ヘ 介護療養型医療施設
 - ホ 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（予防を含む）
 - マ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ミ 複合型サービス
 - ム 地域密着型通所介護
 - メ 介護医療院
 - モ 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
- (2) 計画の基準日前1年間における介護報酬（利用者負担を含む）が100万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）
- (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに介護サービスの提供を開始した、または開始するもの（以下「新規事業者」という。）。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の43第2項に規定する介護サービス事業者については、報告の対象となる介護サービス事業者としない。
- (4) (2)及び(3)以外で情報公表を希望する事業者

4 報告の提出先及び提出期限

(1) 提出先

名称 さいたま市指定情報公表センター
 法人名 NPO法人ケアマネジメントサポートセンター
 所在地 さいたま市中央区下落合5-10-5 VIP202
 電話 048-612-3150
 FAX 048-840-1921

ただし、新規事業者の書面調査の提出先は、さいたま市介護保険課とする。

(2) 提出期限

ア 既存事業者については、別表1スケジュール表に示すとおり情報公表センターが発送する通知で示す期限とする。

イ 新規事業者については、書面調査は新に事業を開始しようとする日の2週間前までとし、情報の報告は書面調査提出後、情報公表センターが発送する通知で示す期限とす

る。

ウ 3(4)に該当する事業者の場合は、その都度指定する時期

5 報告の方法

- (1) 既存の事業者については、基本情報調査票及び運営情報調査票
介護サービス情報公表システムのWEBから入力するものとする。
- (2) 新規事業者については、基本情報調査票
介護サービス情報公表システムのWEBからダウンロードした基本情報を記入したものをプリントアウトして提出し、その後情報公表センターの通知に従いWEBから入力する。
- (3) WEB入力による報告が不可能な事業者については、書面による報告も可能とする。

第2 介護サービスの情報公表に関する計画

- 1 計画の期間 令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 2 公表の時期
別表1 スケジュール表に示すとおり
- 3 公表の方法

事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理し、厚生労働省が管理する介護サービス情報公表システムにおいて公表し、利用者等から要請があった場合は、紙媒体による情報提供、閲覧等を行う。

第3 その他

- 1 介護サービス情報の更新の取扱い
計画の期間内において報告した情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、その都度報告する。
- 2 廃止、休止及び効力停止事業所の取扱い
現に廃止、休止、又は指定の効力が停止中の事業所にあつては、該当期間中における情報は非公開とする。